



国民健康保険と後期高齢者医療制度 保険証と保険料納入通知書を

保険証と保険料納入通知書を7月中に届くように発送します。通知書は、国民健康保険（国保）は世帯ごと、後期高齢者医療制度（後期）は個人ごとになっています。届いたら入っている保険証や通知書を確認してください。保険料の賦課限度額や軽減基準なども一部変更になりました。

7月に新しい保険証を発送 記載事項を確認してください

8月1日から使用する国保と後期の保険証を7月中に届くように順次発送します。簡易書留郵便で送りますので、留守の場合は不在票が投函されます。保険証が届いたら、記載されている住所、氏名を確認し、誤りがある場合は国保年金課へ連絡してください。

●8月～3年7月に75歳になる人

国保の保険証の有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者になり、新しい保険証が交付されます。

保険料納入通知書を発送します

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。国保は世帯ごとに、後期は個人ごとに通知します。保険料の納期限は、国保が7月から翌年3月、後期は7月から翌年2月の毎月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。保険料は、前年の所得に基づいて計算されます。市県民税などの申告の遅れや、未申告だった人が申告をしたり、世帯の中で加入者が増減したりすると、年度の途中で保険料額が変わることがあります。

2年度から国民健康保険料の 賦課限度額が変わりました

国保と後期には、賦課限度額といわれる保険料の上限が決まっています。

国保のうち医療費給付分の新しい限度額は、2万円引き上げられ年63万円です。介護

納付金の新しい限度額は、1万円引き上げられ年17万円です。後期高齢者支援金の賦課限度額は年19万円です。

後期の保険料は一人当たりの金額（均等割）4万3,400円に、所得に応じた金額（所得割）を加えたものです。限度額は、年64万円です。

保険料の軽減基準も変更

保険料の軽減基準も変更になりました。国保は、均等割と平等割額が、5割と2割軽減される人の所得の範囲が拡大され（表1）、後期も同じように5割と2割軽減される人の所得の範囲が拡大されました（表2）。

●申告を忘れずに

国保・後期とも軽減を受けるには、国民年金や厚生年金などの公的年金以外の収入を除く、世帯主と被保険者全員の申告が必要です。収入がない人も市県民税の申告を忘れずに行ってください。

75歳以上医療保険料の 均等割軽減割合が変わります

後期の保険料の軽減割合は、特例措置が見直されることになり、表2のとおりになります。

【表1】国民健康保険料の軽減（均等割と平等割）

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額などの合計
7割	33万円以下
5割	33万円+（28万5,000円×被保険者数）以下
2割	33万円+（52万円×被保険者数）以下

ます。年金天引きで納めている人は10月から引き落とし額が変更になります。

保険料の納付は 口座振替をご利用ください

保険料の納付方法には、口座振替や納付書があります。口座振替は、納期ごとに指定した金融機関の口座から、自動的に振替納付できます。「うっかり納付忘れ」を防止し、金融機関に行く手間も省けて便利です。口座振替には3つの方法があります。

1. 簡単便利で届出印の必要もありません 「ペイジー口座振替受付サービス」

口座振替を希望する人は本人名義のキャッシュカードと運転免許証など顔写真付きの身分証明書を持って、市役所か支所の窓口へ。



【表2】後期高齢者医療制度の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得額などの合計
7割	1万3,020円	33万円以下で被保険者全員の所得が0円（年金などの控除額は80万円計算）
7.75割	9,765円	33万円以下（上記以外の場合）
5割	2万1,700円	33万円+（28万5,000円×被保険者数）以下
2割	3万4,720円	33万円+（52万円×被保険者数）以下

介護保険料納入通知書を発送します

2年度介護保険料納入通知書を7月上旬に発送します。届いたら保険料や納付方法を確認し、納付書が同封されている人は、市役所、支所、連絡所、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払いください。納付が難しい人は長寿支援課へ相談してください。確定申告の申告時期が延長されたことに伴い、期間内に申告をされていても保険料に反映されていない人もいます。その場合は、8月以降に保険料の変更通知書でお知らせします。新型コロナウイルス感染症の影響により下記に該当する人は、申請により保険料が減額または免除になる場合があります。

(1) 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯。
(2) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下事業収入など）の減少が見込まれ、①②の両方に該当する世帯。①事業収入などのいづれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が元年の事業収入などの10分の3以上であること、②減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

認定看護師教育課程の履修生に 看護師等修学資金を貸し付けます

認定看護師教育課程を履修している人で、将来市内で取得した資格に係る業務に従事する意思のある人に、看護師等修学資金の貸し付けを無利子で行います。原則返還が必要ですが、履修終了後、市内で看護師などの業務に従事している間は返還を猶予し、取得した資格で市内で3年間働いた場合は免除します。

▼貸付額 100万円 ▼募集人数 1人（応募者多数の場合は選考） ▼申し込み 申請書に必要な書類を添付し、8月3日（月）必着で市役所健康福祉課に郵送または持参。書類は同課窓口で配布。市ホームページからもダウンロードできます

戦没者などの遺族に対する 特別弔慰金の請求受付を開始します

戦没者などの死亡当時の遺族で、2年4月1日時点で、遺族内に恩給や遺族年金などを受給している人がいない場合、次の順序による遺族1人に特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。請求期限は5年3月31日まで。

【支給対象になる遺族の順序】 (1) 弔慰金の受給権者。 (2) 戦没者などの子。 (3) 戦没者などと生計関係を有し、かつ戦没者と氏を同じくする①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹。 (4) 前記(3)以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹。 (5) 前記(1)～(4)以外の遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年間以上生計関係を有していた三親等内の親族。

(健康福祉課)